

**「新たに生まれた子等」とは**

「新たに生まれた子等」とは、以下の(ア)～(エ)のいずれかのケースに当てはまり、事由の発生日が対象期間に当てはまる人のことです。該当するケースにチェックの上、ケースに応じた証明書類を提出してください。

	ケース	証明書類（コピー可）
<input type="checkbox"/>	(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
<input type="checkbox"/>	(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
<input type="checkbox"/>	(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
<input type="checkbox"/>	(エ)生計維持者と生計を一にしていると認められる者 ※【対象期間】に生計維持者との死別・離婚等の事由が発生したことにより該当する方に限ります。 以下のいずれかを選択し、□に✓を記入してください。 「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※その他の事由（暴力等から避難、生計維持者が行方不明・意識不明等）がある場合には、学校の指示に従ってください。	以下の①～③ <b>全て</b> の書類について、提出が必要です。 ①世帯全員の住民票写し（直近3か月以内に発行された、個人番号部分を非表示としたもの） ②戸籍謄本写し等、事由及び事由発生日が確認できる公的証明書類（離婚の場合は戸籍謄本写し、死別の場合は住民票除票写し又は戸籍謄本写しを添付） ③児童手当額改訂通知書等のコピー等、現在の生計維持者の「扶養する子」の数について確認できる公的証明書類 （児童手当を受給していない場合は、現在の生計維持者及び「扶養する子」全員分のマイナポータル健康保険証情報の画面又は資格確認書（有効期限内に限る）のコピーを添付）